

## 雄武町まち・ひと・しごと総合戦略策定方針（案）

### 1 策定の趣旨

日本の急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に制定されました。本町においても人口減少と少子高齢化は進展し続けており、地域産業の成長による所得向上や雇用の確保、出産・子育て支援など、人口減少対策の強化が喫緊の課題となっています。

そこで、まち・ひと・しごと創生法に基づき、国及び北海道が策定する総合戦略を勘案しながら、本町が安定した人口構造を保持し、町民が安心して働き、出産や子育てをすることができる地域社会の実現をめざすため、町の最上位計画である雄武町総合計画との調和を図りながら、これに準じた計画として、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。

### 2 戦略の名称

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に基づき本町が策定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の名称を「雄武町まち・ひと・しごと総合戦略」とします。

### 3 策定内容

#### (1) 雄武町人口ビジョン

本町における人口の現状を分析し、人口減少について地域で課題を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示す長期的な人口ビジョンとして策定します。

#### (2) 雄武町まち・ひと・しごと総合戦略

雄武町人口ビジョンを踏まえ、また、国や北海道の総合戦略を勘案しながら、本町の地域特性に応じた今後5年間の目標や、施策の基本的方向、具体的な施策等を示す総合戦略を策定します。

## 4 対象期間

### (1) 雄武町人口ビジョン

国の長期ビジョンの期間である平成72年(2070年)に合わせ、雄武町の人ロビジョンも同年までとします。

### (2) 雄武町まち・ひと・しごと総合戦略

国の総合戦略の期間に合わせ、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

## 5 検討項目

### (国における基本目標)

基本目標1 地方における安定した雇用を創出する

基本目標2 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

上記4項目の基本目標を踏まえ、北海道の総合戦略や本町の最上位計画である雄武町総合計画、雄武町人口ビジョンなどによる施策の基本的方向に沿って検討を進めることとします。

## 6 策定体制

### (1) 雄武町総合計画策定審議会(外部組織)

雄武町まち・ひと・しごと総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、市町村の区域の実情に応じた施策に関する目標や基本的方向性を定める計画として、雄武町総合計画との調和を図りながら、これに準じた計画を策定するとの趣旨から、産業団体や教育機関、金融機関等の関係者、出産子育て世代の町民等で構成する雄武町総合計画策定審議会を設置します。

### (2) 雄武町総合計画策定推進本部(庁内組織)

雄武町まち・ひと・しごと総合戦略は、雄武町総合計画との調和を図りながら、これに準じた計画を策定するものであり、全庁的な取り

組みを進める必要があることから、町長を本部長とする雄武町総合計画策定推進本部を設置します。

## 7 策定スケジュール

### (1) 雄武町総合計画策定審議会

平成27年6月から12月までの間に5回程度開催し、審議に基づく答申を行います。

### (2) 雄武町総合計画策定推進本部

平成27年6月から1月までの間に5回程度開催します。また、雄武町まち・ひと・しごと総合戦略を推進するための具体的な施策のとりまとめ及びヒアリングを実施します。

## 8 その他

(1) 策定過程における審議の状況や重要事項については、町の広報誌やホームページなどを用いて公表するとともに、パブリック・コメントを実施します。

(2) 策定にあたっては、雄武町議会との協議の場を設けることとします。

(3) 雄武町まち・ひと・しごと総合戦略は、明確な目標とKPI（重要業績指標）を設定します。

(4) 雄武町まち・ひと・しごと総合戦略は、PDCAサイクルに基づき、実施した施策や事業の効果を検証し、必要に応じて戦略の改訂を行うことができるものとします。